

令和 7 年 度

特 記 仕 様 書

業務名 大通バスセンター自家用電気工作物保安管理業務

業務の名称 大通バスセンター自家用電気工作物保安管理業務

業 務 説 明

1 業務の概要

本業務は、大通バスセンターにおいて電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の確保と監督を行う業務である。

業務実施にあたっては、電気主任技術者を配置して行う業務である。

2 履行場所・施設概要

- ・大通バスセンター 札幌市中央区南1条東1丁目及び東2丁目

事業場	設備容量 (kVA)	稼働期間
地下2階 電気室	1000	通年
地下1階 ロードヒーティング電気室（RH電気室）	150	冬季11月～3月
地下2階 自家発電機室	250	令和7年4月より 自家発電設備 停止
合 計	3箇所	

- ・機器詳細については、自家用電気工作物設備一覧および別紙参照
- ・竣工 昭和50年 6月
- ・主な改修 平成24年 3月 地下2階電気室受変電設備更新
平成24年11月 地下1階RH電気室受変電設備更新
- ・用途 バスターミナル、事務所等
- ・床面積 10,878.42㎡
- ・施設開放時間 5時50分～23時20分

3 業務の履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 業務の仕様：

「建築保全業務共通仕様書（監修：国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、発行：（一財）建築保全センター 令和5年版）」によるものとする。

1 業務内容

- (1) 電気事業法第 39 条の自家用電気工作物の維持や保安管理
- (2) 自家用電気工作物等の巡視、点検、測定及び各種試験や操作対応等
- (3) 自家用電気工作物の設置又は変更について、所管官庁に対し、申請書又は届出を必要とする場合の手続き、書類や図面等の作成
- (4) 保安上必要な検査業務
- (5) 事故発生等の緊急対応
- (6) 業務に関する社内訓練、教育、技術指導

2 電気主任技術者の選任に必要な資格経験等

- (1) 業務の実施に先立ち、下記ア、イの条件を満たす者を電気主任技術者として選任すること。

ア 選任の形態

電気事業法に即した適切な体制を整えることにより、所管官庁において認められる形態とすること。

イ 資格および実務経験

第 1 種電気主任技術者免状、第 2 種電気主任技術者免状又は第 3 種電気主任技術者免状のいずれかの交付を受けている者であり、1 年以上の自家用電気工作物の保守管理業務の経験を有すること。

- (2) 上記(1)において選任する電気主任技術者について、次の書類を提出すること。
 - ・主任技術者選定通知書（氏名、生年月日、主任技術者免状の種類及び番号記載）
 - ・主任技術者免状(写)
 - ・受託者との雇用関係を証明する書類
 - ・電気主任技術者選任に係る所管官庁提出書類
- (3) 主任技術者が病気その他やむを得ない事情により不在となる場合に、その業務の代行を行う者（代務者）をあらかじめ指名しておくこと。
- (4) 契約期間内に電気主任技術者に変更があった場合は、すみやかに委託者に報告するとともに、所管官庁へ必要な書類を提出すること。

3 遵守事項（主任技術者制度の解釈及び運用より）

- (1) 設置者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運営の保安を確保するにあたり、電気主任技術者として選任する者の意見を尊重すること。
- (2) 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、電気主任技術者として選任する者が、その保安のためにする指示に従うこと。
- (3) 電気主任技術者として選任する者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安管理業務の監督の職務を誠実に行うこと。

4 巡視、点検、測定、事故対応

別紙による自家用電気工作物設備一覧及び図面に記載する自家用電気工作物について、委託者が定める保安規定に従い、巡視、点検、測定を行うこと。

実施時間については、次のとおりとする。

9 時 00 分～17 時 00 分

ただし、バスターミナルの営業の支障になるもの及び定期点検（年次点検）については、次のとおりとする。

24 時 00 分～翌 5 時 00 分

なお、点検及び高圧機器操作時は、2 人以上で作業すること。

(1) 巡視、点検、測定

委託者が定める保安規定に従い、巡視、点検、測定を行うこと。

また、定期点検に併せ、機器及び各電気室内の清掃を行うこと。

(2) 臨時点検

異常の発生又は発生する恐れのある場合は、必要に応じて、その原因調査のために臨時点検を行うこと。また、その他定例外工事の立会い及び試験等は要請により協力すること。

(3) 事故対応

当該施設の受変電設備に事故が発生した場合には、次の対応を行うこと。

- ・拡大防止のため必要な応急処置を行う。
- ・原因調査を行う。
- ・再発防止のためにとるべき処置を行う。

(4) 所管官庁等の検査立会い

所管官庁の電気設備検査がある場合には、立会いを行うこと。

(5) 所管官庁手続き

法令に定める所管官庁への手続き、申請、届出書類作成を行うこと。

(6) 機器補修等

簡易な配電盤等の故障（ランプ、その他消耗品の交換等）は、補修すること。

5 負担範囲

(1) 業務実施に伴い必要な受託者の負担範囲は、次のとおりとする。

・点検に必要な工具、測定機器

特に、高電圧測定機器は、業務に支障のないよう点検、整備をしておくこと。

※上記の具体例

（絶縁抵抗計、電流計、電圧計、回転計、低圧検電器、
継電器試験装置、絶縁耐力試験装置、接地抵抗計、
及びその他委託者の判断によるもの。）

・緊急時に必要な工具

故障発生時に迅速な対応を可能とする必要最低限の工具を点検、整備しておくこと。

※上記の具体例

（高圧検電器、断路器操作用フック棒、高圧絶縁手袋及びその他委託者の
判断によるもの。）

・文具等の事務消耗品、報告書の用紙、記録ファイル

- ・保守に必要な軽微な部材、消耗部品等

※上記の具体例

被服、軍手類、安全靴、保安帽、ボルト、ナット、ビス、パッキン、乾電池、ドリルのキリ先、紙ヤスリ、ハンダ、カッター、ランプ、ヒューズ、ペースト、ウエス、スリーブ、圧着端子類及びその他委託者の判断によるもの。

(2) 業務実施に伴い必要な委託者の負担範囲は、次のとおりとする。

- ・業務の実施に必要な電気、水道等の使用にかかる経費
- ・業務の実施に伴い発生した廃棄物の処理費用
受託者が用意した部品、資材等を除く
- ・その他、上記(1)で示されているもの以外の補修、交換に必要な部品は、原則として、委託者が支給するものとする。

6 業務責任者

業務の実施に先立ち業務責任者を選任し、次の事項について書面をもって提出すること。

なお、業務責任者に変更があった場合も同様とする。

- ・業務責任者選定通知書（氏名、生年月日記載）
- ・資格書(写)
- ・受託者との雇用関係を証明する書類

7 業務員

業務の実施に先立ち業務員に関する次の事項について、書面をもって提出すること。

なお、業務員に変更があった場合も同様とする。

- ・業務員一覧（氏名、生年月日、資格記載）

8 連絡、報告及び作業工程の調整

(1) 連絡体制

委託者及び受託者は、連絡体制系統図を作成し、それに基づいて連絡すること。

(2) 連絡責任者

委託者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための必要事項を、受託者に連絡するために連絡責任者を選任すること。

(3) 作業工程の調整

受託者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するために、関係個所と作業工程を調整すること。

9 提出書類

(1) 着手時提出書類

ア 業務計画書（A-4版1部提出）

- ・主任技術者選定に関わる書類
- ・業務責任者選定に関わる書類
- ・業務員選定に関わる書類
- ・連絡体制
- ・安全衛生管理体制表

- ・年間作業計画表
- (2) その他の提出書類（各 1 部提出）
 - ア 自家用電気工作物点検報告書
 - ・日常点検報告書 : 月 1 回、翌月 3 日以内に提出
 - ・定期点検・測定報告書 : 年 1 回、翌月 3 日以内に提出
 - イ その他作業報告書 : その都度提出
 - ウ 事故報告書 : その都度提出
 - エ 業務完了届 : 各月業務完了後、3 日以内に提出
 - オ 消防への報告書 : 必要部数をその都度提出

10 業務の検査

- (1) 受託者は、各月の期間ごとの業務を完了したときは、その旨書面をもって委託者に通知し、委託者の検査を受けて合格しなければならない。
- (2) 受託者は、上記(1)に定める検査に合格しないときは、委託者の指示する期間内にこれを補正しなければならない。この場合の補正の完了の通知および検査については、上記(1)の定めを準用する。

11 貸与資料等

業務の実施に先立ち、次の関係資料を貸与する。なお、業務期間終了後はすみやかに返却すること。

- (1) 諸官庁提出書類控え
 - ・官公署関係届出書
 - ・許認可書類
- (2) 設備関連
 - ・設備機器台帳
 - ・備品、予備品一覧表
- (3) 図面類
 - ・竣工図
 - ・各種施工図
 - ・機器完成図
 - ・試験成績書
 - ・取扱説明書
- (4) 管理資料
 - ・自家用電気工作物保安規程

12 その他

- (1) 仕様書について不明な点は、契約前に文書により確認のうえ、遺漏のないように注意すること。
- (2) 業務の実施にあたり知り得た情報を他人に漏らさないこと。
- (3) 受託者の過失によって、機器等を破損した場合は、受託者の負担にて復元すること。
- (4) 受託者は業務作業員に対し名札の着用を義務付け、作業にあった服装を整えること。
- (5) 当該施設は、バスターミナルであり、バスの運行やバスの乗客及び施設利用者の支障にならないよう、十分な注意を払い業務を行うこと。
- (6) 業務の実施に当たっては、環境負荷の低減に努めること。また業務の対象区域においては整理整頓に努めること。
- (7) 委託者が、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づき設定した大通バスセンタービル管理標準に従い、適切なエネルギー管理に努めること。
- (8) 支払方法については、年 12 回、毎月の均等払いとする。支払時期については、毎月提出さ

れる点検報告書の検査終了後とする。

- (9) その他、契約書及び仕様書に定めのないこと、又は業務履行中に疑義が生じた場合は、委託者と協議すること。

13 個人情報の取り扱いについて

個人情報の取り扱いについては、別添特記事項によるものとする。

なお、事故報告書など、業務関係者以外の第三者の個人名・住所・連絡先が記載された書類を提出する場合が特記事項による個人情報の取り扱いに該当するため、そのような事象が発生した場合は、特記事項に従って対応すること

以上

【別記】

個人情報の取扱いに関する特記事項

(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用)

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受託者は、本業務を履行するに当たって個人情報を取扱うこととなった場合は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。)、札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受託者は、個人情報(個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(管理責任者及び従業者)

第3条 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手続を定めなければならない。
- 3 受託者は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受託者は、従業者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。
- 5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。
- 6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第4条 受託者は、個人情報を取り扱う場所(以下「取扱区域」という。)を定め、書面により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

（守秘義務）

第5条 受託者は、業務の履行に伴い直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約に係る事務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

（再委託）

第6条 受託者が、業務のうち、個人情報の取扱いに係る再委託をする場合には、あらかじめ委託者に書面により申請し、委託者から承諾を得なければならない。

2 受託者は、前項の申請をする場合には、委託者に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。

(1) 再委託先の名称

(2) 再委託する理由

(3) 再委託して処理する内容

(4) 再委託先において取り扱う情報

(5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策

(6) 再委託先に対する管理及び監督の方法

3 委託者が第1項の規定による申請に承諾した場合には、受託者は、再委託先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 委託者が第1項及び第2項の規定により、受託者に対して個人情報の取扱いに係る再委託を承諾した場合には、受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手段及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 前項に規定する場合において、受託者は、再委託先の履行状況を管理・監督するとともに、委託者の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第7条 受託者は、業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（個人情報の管理）

第8条 受託者は、業務において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

(1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化すること。

(2) 組織体制の整備、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。

(3) 従業者の監督を行うこと。

- (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第 9 条 受託者は、業務において利用する個人情報について、業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第 10 条 受託者は、委託者と受託者との間の個人情報を含む書類等の受渡しを行う場合には、委託者が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第 11 条 受託者は、業務の終了時に、業務において利用する個人情報について、委託者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

- 2 受託者は、業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受託者は、前 3 項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受託者は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、委託者に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第 12 条 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

第 13 条 委託者は、業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託者に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。

- 2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

第 14 条 受託者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故 (個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。) が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわ

らず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 委託者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除）

第15条 委託者は、受託者が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する業務の全部又は一部を解除することができる。

- 2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

（損害賠償）

第16条 受託者の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによって委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。

【様式 1 - 1】

個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書

(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用)

令和 年 月 日

(会社名等)

(代表者氏名)

工事等名称:

個人情報取扱事務について下記のとおり安全管理措置を実施することを申し出ます。

記

1 個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順の策定

貴社の策定した個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順等をご記入ください。併せて、当該規程をご提出ください。

基本方針、規程及び取扱手順等を策定していない場合は、下記の記載欄に「契約書の特記事項を遵守する」旨の宣誓をしてください。下記に当てはまるものの□欄にチェックをしてください。

- ☐ 個人情報の取扱いに関する基本方針等を提出
- ☐ 契約書の特記事項を遵守することを宣誓します

2 個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者の設置

個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者を記入してください。上記 1 により提出した基本方針等に記載がある場合は不要です。なお、付箋等で該当箇所をご教示願います。

(総括保護管理者)

(保護管理者)

☐ 基本方針等に記載がある(該当する場合は□欄にチェック)

3 従業者の指定及び監督

(1) 当該案件に従事する従業者を記載してください。 該当する□欄にチェック

- ☐ 従事者名簿

所 属	役 職	氏 名	秘密保持誓約
			☐ 誓約書を徴した
			☐ 誓約書を徴した
			☐ 誓約書を徴した
			☐ 誓約書を徴した

上記名簿が足りない場合は、同様の様式で別途作成し提出してください。

下記 3 (2)において個人情報秘密保持誓約した場合は、秘密保持誓約欄の□欄にチェックしてください。

(2) 従業員の秘密保持に関する事項が明記されている書類をご提出ください。該当する書類がない場合は、本案件に該当する各従業員から、当該案件において知り得た個人情報についてその秘密を保持する旨の誓約書を徴し、上記3(1)従事者名簿に徴したことを記載してください。下記に当てはまるものの□欄にチェックをしてください。

- ☐ 秘密保持に関する事項が明記されている書類を提出
- ☐ 従事者名簿にて誓約書を徴したことを記載

4 管理区域の設定及び安全管理措置の実施

設定した管理区域の名称（事務所名等）についてご記入ください。また、当該区域の施錠装置の有無について、当てはまるものの□欄にチェックをしてください。施錠装置が無い場合は、代替となる安全管理措置についてその他欄にご記入ください。

・管理区域の名称.....

施錠装置 ☐ 有り ☐ 無し

その他（ ）

5 セキュリティ強化のための管理策

文書・電子媒体等について、その管理策で当てはまるものの□欄にチェックをしてください。その他の策を実施している場合は、具体的な策をご記入ください。

- ☐ 取り扱うことができる従業員を定めている。
- ☐ セキュリティ対策ソフトウェア等を導入している。
- ☐ 施錠できる耐火金庫等に保管している。
- ☐ 電子データを保存する時は、暗号化又はパスワードを設定している。
- ☐ その他
具体的な策を以下にご記入ください。

.....

6 事件・事故における報告連絡体制

当該業務に関して、個人情報の漏洩、滅失又は毀損等の事件や事故が発生した場合の本市への連絡を行う責任者の氏名を記入してください。連絡責任者は、総括保護管理者又は保護管理者と同一の者でも構いません。

（連絡責任者）.....

7 情報資産を持ち運ぶ際の保護体制

情報資産を持ち運ぶ際の保護体制についてご記入ください。貴社の保護体制が各項目の内容に合致している場合は、□欄にチェックをしてください。なお、その他の対策を実施している場合は、対策をご記入ください。

- ☐ 情報資産を持ち運ぶ場合は、施錠した搬送容器等を使用している。
- ☐ 複数人で持ち運ぶこととしている。
- ☐ その他の盗難及び紛失対策を実施している。
対策を以下にご記入ください。

.....

【様式 5】

個人情報取扱状況報告書

(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用)

年 月 日

札幌市長

様

住 所

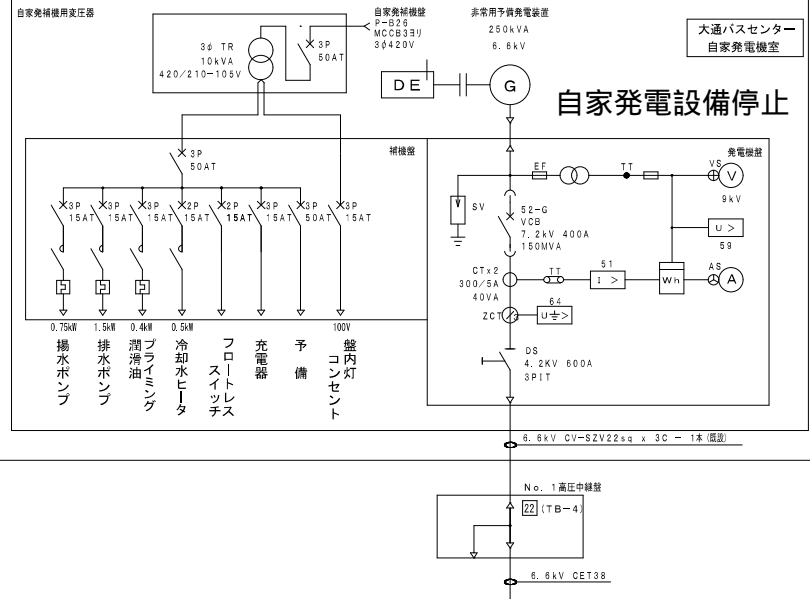
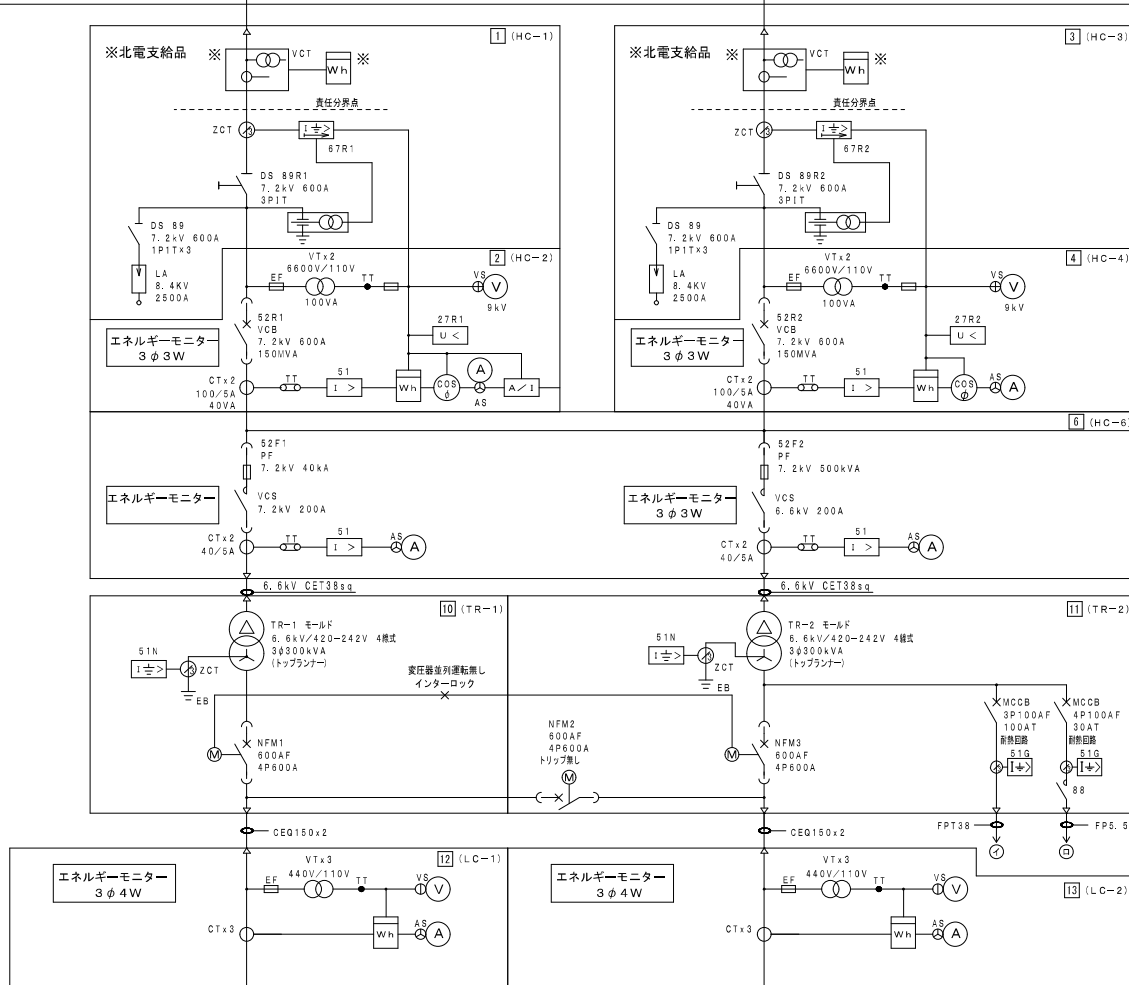
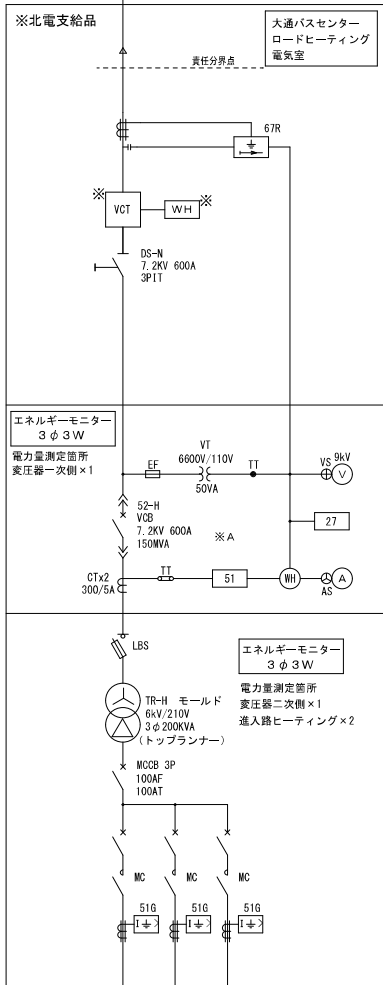
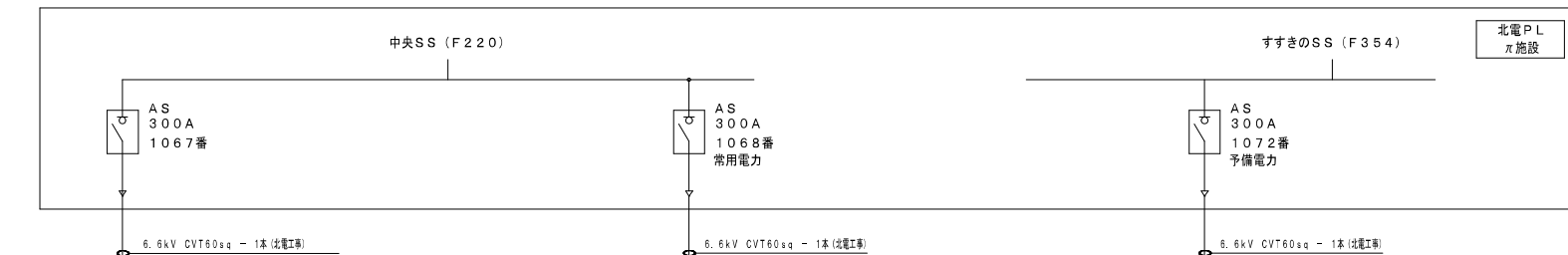
会社名

代表者名

個人情報の取扱いに関する特記事項に基づき実施している安全管理対策の実施状況について下記のとおり報告いたします。

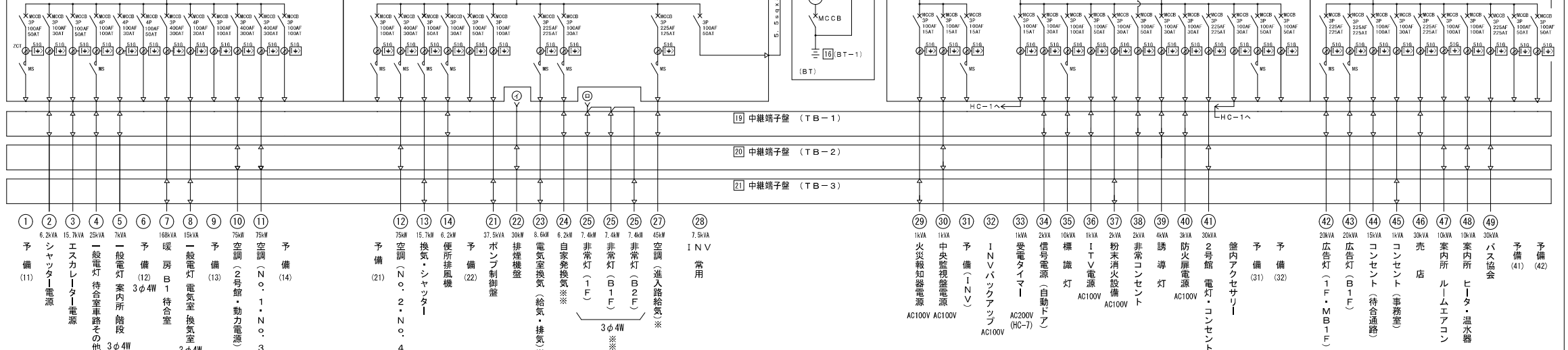
記

受託業務名	
受託期間	
対象期間	
安全管理対策の実施状況	
1 当該業務において、標記特記事項に従い、安全管理対策を適切に実施しています。 また、個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書（工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用）の提出時点からの変更有無等について、以下のとおり報告いたします。 (1) 従業者の指定等（変更なし・変更あり） (2) 管理区域の設定及び安全管理措置の実施（変更なし・変更あり） (3) セキュリティ強化のための管理策（変更なし・変更あり） (4) 事件・事故における報告連絡体制（変更なし・変更あり） ○（発生した場合）事件・事故の状況： (5) 情報資産を持ち運ぶ際の保護体制（変更なし・変更あり） ○（実績ある場合）概要： (6) その他個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書からの変更（なし・あり）	
2 その他特記事項等	



番号	記号	名 称
1	(HC-1)	常用引込線
2	(HC-2)	常用受電線
3	(HC-3)	予備引込線
4	(HC-4)	予備受電線
5	(HC-5A/5B)	自家発電引込ノリ線
6	(HC-6A/6B)	No.1動力変圧器一次線/No.2動力変圧器一次線
7	(HC-7)	コンデンサ線
8	(TR-3)	No.1電灯変圧器 (100kVA)
9	(TR-4)	No.2電灯変圧器 (100kVA)
10	(TR-1)	No.1動力変圧器 (300kVA)
11	(TR-2)	No.2動力変圧器 (300kVA)
12	(LC-1)	No.1低圧線
13	(LC-2)	No.2低圧線
14	(LC-3)	No.3低圧線
15	(LC-4)	No.4低圧線
16	(B-1)	蓄電池室
17	(DC-1)	整流装置
18	(INV)	静止電圧装置
19	(TB-1)	No.1中継端子盤
20	(TB-2)	No.2中継端子盤
21	(TB-3)	No.3中継端子盤
22	(TB-4)	No.1高圧中継盤

大通バスセンター
電気室



注1) 耐熱回路及び、電灯回路の51Gは警報のみ。
注2) 3φ4W及び、(24)の51Gは警報のみ。
※) 常用・予備停電にて「切」(自家発電運転時) 遠・直
常用・予備遮断機入にて遠方のみ「入」
※※) 自家発電運転時、遠方のみ「入」
常用・予備遮断機入にてそのま。

し ゅ ん 功 図			
施設名称	大通バスセンター	縮尺	NO SCALE
図面名称	受変電設備結線図	製図	図番

保安規程

設置者名	札幌市	事業場名	大通バスセンター
設置場所	札幌市中央区 南1条東2丁目	TEL	011-210-7567
業種	地方公共施設		
主任技術者	資格 (第 種電気主任技術者) 会社名 (業務受託者) 氏名 (業務受託者社員) 執務形態 常駐		
受電電圧・電力	受電 6.6 kV 259 kW(業務用) 259 kW(予備) 150 kW (融雪) 供給変電所 常用 札幌中央変電所 (予備) 薄野変電所		
電用遮断器	種類 CB 形 (業務) 電圧 7.2kV 電流 600A 遮断電流 12.5kA (予備) 電圧 7.2kV 電流 600A 遮断電流 12.5kA (融雪) 電圧 7.2kV 電流 300A 遮断電流 12.5kA		

第1章 総 則

[目 的]

第1条 大通バスセンター(以下「当事業場」という。)における電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するため、電気事業法第42条第1項の規定に基づき、この規程を定める。

[法令及び規程の遵守]

第2条 当事業場の設置者(札幌市)及び当事業場の自家用電気工作物保安管理業務の受託者(以下「受託者」という。)は電気関係法令及びこの規程を遵守するものとする。

[細則の制定]

第3条 この規程を実施するため必要と認められる場合には、別に細則を制定するものとする。

[規程等の改正]

第4条 この規程の改正又は前条に定める細則の制定又は改正に当たっては、主任技術者の意見を求め、これを定めるものとする。

第2章 保安業務の運営管理体制

[保安業務の監督]

第5条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安業務の執行は業務執行課担当課長が総括管理し、主任技術者は別紙 組織図のとおりに配置してその監督にあたらせるものとする。

[管理契約]

第6条 当事業場の電気工作物の工事、維持及び運用に関する業務の実施は、設置者と受託者との間の契約によるものとする。

2 前項の契約には、次の各号について定めておくものとする。

- 一 管理する対象物件に関すること。
- 二 契約の有効期限に関すること。
- 三 電気主任技術者の選任に関すること。
- 四 電気主任技術者の職務に関すること。
- 五 電気主任技術者の執務に関すること。
- 六 電気工作物の保安のための巡視点検等に関すること。
- 七 設置者と受託者との連絡、報告及び調整に関すること。
- 八 その他電気工作物の保安に関し必要なこと。

[電気主任技術者の職務]

第7条 主任技術者の保安監督の職務は、次の事項について行うものとする。

- 一 電気工作物に係る保安教育に関すること。
- 二 電気工作物の工事に関すること。
- 三 電気工作物の運転操作に関すること。
- 四 電気工作物の災害対策に関すること。

五 保安業務の記録に関すること

六 保安用器材及び書類の整備に関すること。

- 2 主任技術者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行わなければならない。

[設置者の義務]

第8条 電気工作物に係る保安上重要な事項を決定又は実施しようとするときは、主任技術者の意見を求めるものとする。

- 2 主任技術者の電気工作物に係る保安に関する意見を尊重するものとする。
- 3 法令に基づいて所管官庁に提出する書類の内容が電気工作物に係る保安に関係のある場合には、主任技術者の意見を求めてこれを立案し、決定するものとする。
- 4 所管官庁が法令に基づいて行う検査には、主任技術者を立ち合わせるものとする。

[従事者の義務]

第9条 電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者は主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければならない。

[主任技術者不在時の措置]

第10条 主任技術者が病気その他やむを得ない事情により不在となる場合に、その業務の代行を行う者(以下「代務者」という。)をあらかじめ指名しておくものとする。

- 2 代行者は、主任技術者の不在時には主任技術者に指示された職務を誠実に行わなければならない。

[主任技術者の解任]

第11条 主任技術者が次の各号の一に該当するときは、解任することができるものとする。

- 一 主任技術者が病気による欠勤等の理由により、その職務を行うのに不相当と認められたとき
- 二 主任技術者が法令又はこの規程の定めるところに違反し、又は怠って保安の確保上不相当と認められたとき

第3章 保安教育

[保安教育]

第12条 電気工作物の工事、維持又は運用に従事するものに対し、事業所の実態に即した必要な知識及び技能の教育を行うものとする。

[保安に関する訓練]

第13条 電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者に対し、災害その他電気事故が発生した時の措置について必要に応じ実地指導訓練を行うものとする。

第4章 工事の計画及び実施

[工事計画]

第 14 条 電気工作物の工事計画を立案するに当たっては、主任技術者の意見を求めるものとする。

2 主任技術者は電気工作物の安全な運用を確保するため、電気工作物の主要な修繕工事及び改良工事(以下「保修工事」という。)の計画を立案し設置者の承諾を求めなければならない。

[工事の実施]

第 15 条 電気工作物に関する工事の実施に当たっては、主任技術者の監督のもとにこれを実施するものとする。

2 電気工作物に関する工事を他の者に請負わせる場合には常に責任の所在を明確にし、完成した場合には設置者及び主任技術者においてこれを検査し保安上支障ないことを確認して引取るものとする。

第5章 保 守

[巡視、点検、測定]

第 16 条 電気工作物の保安のための巡視、点検及び測定は別に定める巡視点検測定基準に従い、主任技術者において設置者の承諾を経て計画的に実施しなければならない。

第 17 条 巡視、点検又は測定の結果、法令に定める技術基準に適合しない事項が判明したときには、当該電気工作物を修理し、改造し、移設し、又はその使用を一時停止し、若しくは制限する等の措置を講じ常に技術基準に適合するよう維持するものとする。

[事故の再発防止]

第 18 条 電気工作物に関する事故その他異常が発生した場合には、電気主任技術者の意見に基づき、必要に応じ臨時に精密検査等を行いその原因を究明し、再発防止に遺漏のないよう措置するものとする。

第6章 運転又は操作

[運転又は操作等]

第 19 条 主任技術者は、平常時及び事故その他異常時における遮断器、開閉器、その他の機器の操作の順序、方法について定めておかなければならない。

2 前項の操作の順序及び方法については、受電室その他必要な機器の設置箇所において見やすい場所に掲示しておかなければならない。

3 主任技術者若しくは代務者又は従事者は、事故その他異常が発生した場合には、あらかじめ定められた連絡体制に従い、所定の関係先に迅速に報告若しくは連絡し、又は指示を受け適切な応急処置をとらなければならない。

4 前項の連絡体制図若しくは報告すべき事項は受電室その他見やすい場所に掲示しておかなければならない。

5 区分開閉器及び受電用遮断器の操作にあたっては、必要に応じて電気事業者と連絡するものとする。

第7章 災害対策

[防災体制]

第 20 条 非常災害時その他の災害にそなえて、電気工作物の保安を確保するために適切な措置をとることのできるような体制を整備しておくものとする。

第 21 条 非常災害時において電気工作物に関する保安を確保するための指揮監督は主任技術者が行うものとする。

2 主任技術者は災害等の発生に伴い危険と認められる場合は、ただちに当該範囲の電源を停止することができるものとする。

第8章 記 録

[記録の保存期間]

第 22 条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する記録の保存期間は次のとおりとする。

- | | |
|--------------|----|
| 一 電気事故に係る記録 | 永年 |
| 二 年次及び精密点検記録 | 永年 |
| 三 日常及び月次点検記録 | 3年 |

2 主要電気機器の補修記録は設備台帳等に記録し、保存するものとする。

3 電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するため、前項 1 及び 2 の記録は設置者又は事業場に保存し、記録の継続性をもたせるものとする。

第9章 責任の分界

[責任の分界点]

第 23 条 電気事業者との保安上の責任分界点は、電気需給契約書に基づく責任分界点とする。

[需要設備の構内]

第 24 条 当事業場の需要設備の単線結線図は別図のとおりとする。

第10章 雑則

[危険の表示]

第 25 条 主任技術者は、受電室その他高圧電気工作物が設置されている場所等であって、危険のおそれのあるところには、人の注意を喚起するよう表示を設けるものとする。

[測定器]

第 26 条 主任技術者は、電気工作物の保安上必要とする測定器具類については整備し、これを適正に保管しなければならない。

[設計図書類の整備]

第 27 条 電気工作物の新增設、改造等が行われた場合における設計図、仕様書及び取扱説明書等については必要な期間保存しなければならない。

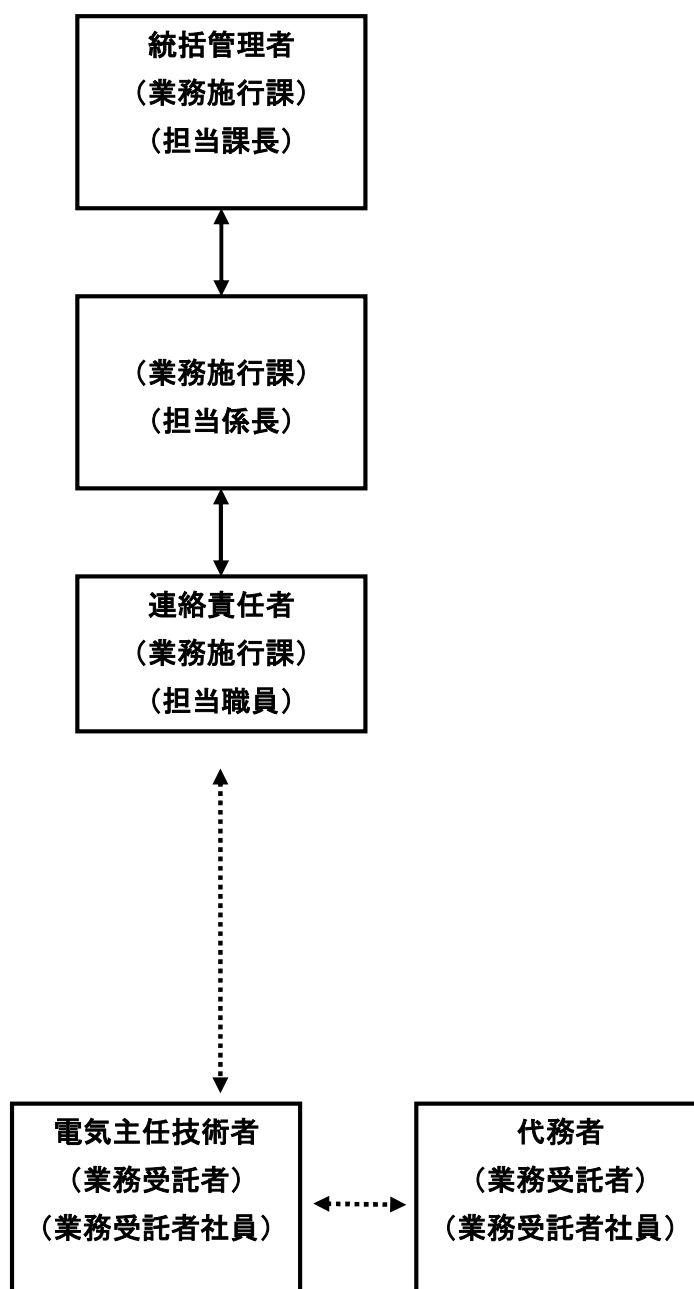
[手続書類等の整備]

第28条 関係官庁、電気事業者等に提出した書類及び図面、その他主要文書についてはその写しを必要な期間保存しなければならない。

附 則

この規程は、令和7年4月1日より施行する。

大通バスセンター電気保安業務組織図



←→ 職制上の連絡系統

←.....→ 保安上の連絡系統

自家用電気工作物設備一覧

施設・機器等		仕 様	数量			
			電気室	R H 電気室	自家 発電機室	単位
受電設備						
高圧盤	常用引込盤	WH, VCT, ZCT, DS, VT, LA	1			面
	常用受電盤	VCB, CT, VT	1			面
	予備引込盤	WH, VCT, ZCT, DS, VT, LA	1			面
	予備受電盤	VCB, CT, VT	1			面
	自家発引込盤	VCB(停止中)	1			面
	予備引込盤	VT	1			面
	No. 1動力変圧器一次盤	VCS, CT	1			面
	No. 2動力変圧器一次盤	VCS, CT	1			面
	コンデンサ盤	VCS, CT, SR, SC	1			面
	No. 1動力変圧器盤	ZCT, NFM, TR-1 (モルト`3 φ 4W300kVA)	1			面
	No. 2動力変圧器盤	ZCT, NFM, MCCB, TR-2 (モルト`3 φ 4W300kVA)	1			面
	No. 1電灯変圧器盤	LBS, ZCT, NFM, TR-3 (モルト`1 φ 3W100kVA)	1			面
	No. 2電灯変圧器盤	LBS, ZCT, NFM, MCCB, TR-4 (モルト`1 φ 3W100kVA)	1			面
	No. 1高圧中継端子盤	TB				面
	RH引込盤	WH, DS		1		面
	RH受電盤	VCB, VT, CT		1		面
RH変圧器盤	LBS, MCCB, TR-H (モルト`3 φ 4W200kVA), 51G		1		面	
配電設備						
低圧盤	No. 1低圧盤	ZCT, MCCB(8回路＋予備4回路), CT, VT, 51G	1			面
	No. 2低圧盤	ZCT, MCCB(8回路＋予備2回路), CT, VT, 51G	1			面
	No. 3低圧盤	ZCT, MCCB(13回路＋予備3回路), CT, 51G	1			面
	No. 4低圧盤	ZCT, MCCB(8回路＋予備2回路), CT, 51G	1			面
	RH制御電源端子盤	TB	1			面
	No. 1中継端子盤	TB(21回路)	1			面
	No. 2中継端子盤	TB(9回路)	1			面
	No. 3中継端子盤	TB(9回路)	1			面
接地設備	接地端子盤	端子盤（屋内壁掛形） A・B・D種・試験用端子	1	1	1	面
蓄電池設備						
	交流無停電電源盤	INV3kVA	1			面
	蓄電池盤	BTアルカリ100Ah, 54セル	1			面
	整流器盤	DC	1			面
非常用予備発電装置						
配電盤	No. 1自家発電機盤	WH, DS, VCB, ZCT, CT				面
	No. 2自家発電機盤					面
	自家発補機盤	MCCB			1	面
	自家発補機変圧機	TR-G (モルト`3 φ 4W10kVA)			1	式
	自家発補機蓄電池盤	BTアルカリ120Ah, 20セル				面
自家発電装置	発電機	三菱電機, 1974年製, 型式:CFC, ブラシレス交流発電機				式
		3相, 250kVA, 6600V, 4極, 回転数:1500/min				
	交流励磁方式, 励磁装置型式SAS, 10kVA					
	内燃機	ヤンマーディーゼル, 1975年製, 型式:6KFL-DT				
		水冷6気筒ディーゼルエンジン, 300kW				
燃料槽	回転数:1500/min, 始動:電気式					
	特A重油390ℓ					

※ 網掛けしている機器は停止中

別紙 巡視・点検・測定基準

項 目 対 象		日常点検（日中）			定期点検（夜間）			測 定		
		No.	周 期	点検項目	No.	周 期	点検項目	No.	周 期	点検項目
受 電 設 備	ケーブル	1	1 カ月	ヘッド、接続箱、分岐箱 など接続部の過熱、損傷、 腐食及びコンパウンド油 漏れ、布設部の無断掘さ く、標識他物との隔離距 離	1	1 年	ケーブル腐食、きれつ、 損傷	1	1 年	絶縁抵抗測定
	断 路 器	1	1 カ月	受と刃の接触、過熱、変 色、ゆるみ	1	1 年	受と刃の接触、過熱、変 色、ゆるみ、損傷	1	1 年	絶縁抵抗測定
		2	1 カ月	汚損、異物付着	2	1 年	操作機構の動作状態			
	遮 断 器 避 雷 器	1	1 カ月	外観点検、汚損、きれつ、 過熱、発錆損傷	1	1 年	各部の損傷、腐食、過熱、 発錆、変形、ゆるみ	1	1 年	絶縁抵抗測定
		2	1 カ月	指示、点灯	2	1 年	操作具合、機構点検	2	1 年	接地抵抗測定
					3	1 年	付属装置の状態	3	1 年	必要により動作特性 しゃ断速度測定
					4	1 年	接地線接続部点検			開極投入時間最小動作 電圧及び電流
	母 線	1	1 カ月	母線のたるみ、過熱、腐 食、損傷	1	1 年	母線の高さ、たるみ、他 物との離隔距離、腐食、 損傷、過熱	1	1 年	絶縁抵抗測定
		2	1 カ月	支持がいし等の腐食、損傷	2	1 年	接続部分、クランプ類の 腐食、損傷、過熱、 ゆるみ			
					3	1 年	がいし類、支持物の腐食、 変形、ゆるみ			
	変 圧 器	1	1 カ月	本体の外部点検、汚損、 振動、音響、温度	1	1 年	各部の損傷、腐食、発熱、 ゆるみ、汚損	1	1 年	絶縁抵抗測定
					2	1 年	接地線接続部点検	2	1 年	接地抵抗測定

項 目 対 象		日常点検（日中）			定期点検（夜間）			測 定		
		No.	周 期	点検項目	No.	周 期	点検項目	No.	周 期	点検項目
受電設備	計器用変成器	1	1週間	外部の損傷、腐食、発錆 変形、汚損、 温度、音響、ヒューズの異常	1	1年	各部の損傷、腐食、接触、 発錆、ゆるみ、変形、 きれつ、汚損 ヒューズの異常 接地線接続部点検	1 2	1年 1年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定
	配電盤	1	1カ月	計器の異常、表示灯の異常	1	1年	裏面配線のじんあい、 汚損、損傷、過熱、 ゆるみ、断線	1 2	1年 1年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定
		2	1カ月	操作、切替開閉器などの異常	2	1年	接地線接続部点検	3 4	1年 1年	保護継電器動作試験 シーケンス試験
	電力用コンデンサ	1	1カ月	本体外部点検、漏油、 汚損、音響、振動	1 2	1年 1年	各部の損傷、腐食 接地線接続部点検	1	1年	絶縁抵抗測定
配電設備	断路器 遮断器 開閉器類 配電盤 計器用変成器			受電設備に準ずる			受電設備に準ずる			受電設備に準ずる
蓄電池設備	蓄電池	1	1週間	液面、沈殿物、色相、 極板湾曲、隔離板、端子、 ゆるみ、損傷	1 2	1年 6カ月 1年	木台、がいしの腐食、 損傷、耐酸塗料のはくり 床面の腐食損傷	1	1年	各電池の電圧測定
		2	1週間	出力電圧						
	充電装置 (交流無停電電源設備 (UPS) 含)	1	1週間	異音、異臭、過熱、汚損、 損傷、腐食	1	1年	異音、異臭、過熱、汚損、 損傷、腐食	1	1年	絶縁抵抗測定
		2	1週間	充電電圧、電流	2 3	1年 1年	充電装置の動作状況 接地線接続部点検			

[illegible]

[illegible]

区 分	項 目	分 類 等	単 位	数 量											
					電気室			(計)	RH 電気室		(計)	自家発電機室		(計)	
高圧電磁接触器(なし)	高圧真空電磁接触器		台	部 位											
				数 量											
力率改善装置				部 位	(高調波)										
	高圧進相コンデンサ		台	数 量	1			1							
	直列リアクトル		台	数 量		1		1							
指示計器、表示操作、保護継電器	保護継電器			部 位											
		整定タップレバー	台	数 量											
		電圧リレー、比率リレー	台	数 量	62			62	6	6					
	指示計器、表示操作類	高圧	個	数 量	37			37	11	11					
		低圧	個	数 量	28			28							

日常・定期点検(対象機器)

No4

区 分	項 目	分 類 等		単位	数量
交流無停電電源設備	☒ 単機システム ☐ 2台並列システム ☐ 3台並列システム ☐ 4台並列システム ☐ 5台並列システム		単機容量 3 kVA	組	1
整流装置	☒ 100V系 ☐ 200V系	☐ 鉛蓄電池 ☒ アルカリ蓄電池	容量 100 Ah × 54 セル	組	1
蓄電池	☐ ペント形鉛蓄電池 ☐ シール形鉛蓄電池 ☒ アルカリ蓄電池			セル	54